

# ゆたか



神様の梅(県護国神社)

No.159

2017.5.15

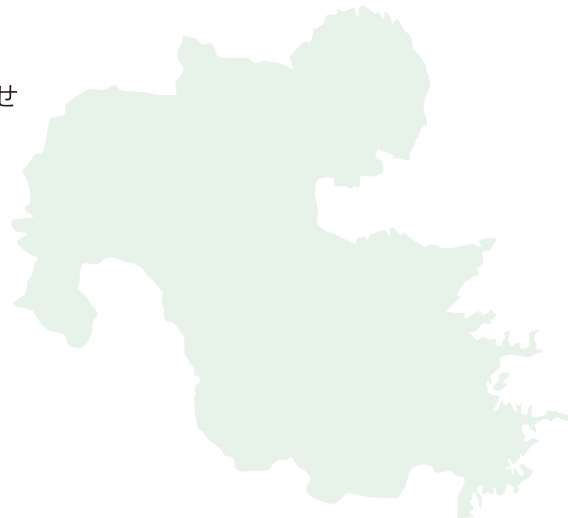


公益社団法人  
大分法人会

E-mail [ho-oita@orion.ocn.ne.jp](mailto:ho-oita@orion.ocn.ne.jp)  
URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

CONTENTS

- 01 国からのお知らせ
- 05 県からのお知らせ
- 06 大分市からのお知らせ
- 08 法人会の活動
- 21 税の暦6月～8月
- 22 これからの行事
- 23 新会員ご紹介



# 税の活動で企業・社会に貢献 法人会



税の提言活動



税と経営の研修



税の啓発活動



租税教育活動



法人会

税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。

詳しくはWEBへ

法人会

検索



# 国からのお知らせ

## 平成 29 年度税制改正（災害に関する税制上の措置） に関するお知らせについて

平成 29 年度税制改正において、災害に関する税制上の措置が設けられました。  
改正の概要等については、国税庁のホームページにリーフレット等が掲載されております。  
ご質問等がありましたら、大分税務署法人課税第 1 部門へお尋ねください。  
(電話 0 9 7 - 5 3 2 - 4 1 7 1 ※自動音声案内「2」番)

### 1 法人税関係《災害に関する措置の常設化》

#### (1) 制度の概要

災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度（以下「災害欠損事業年度」といいます。）において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度開始の前日 1 年（青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされました。

#### (2) 留意事項

所要の事項を記載した還付請求書を災害欠損事業年度の確定申告書の提出と同時に納税地の所轄税務署長に提出することとなっていますが、平成 29 年 3 月 31 日以前 1 年以内に終了した事業年度分の法人税の確定申告書を同年 3 月 31 日までに提出した法人については、**平成 29 年 5 月 1 日までに**還付請求書の提出（災害欠損事業年度の修正申告書の提出も必要となります。）を行うことにより、この制度の適用を受けることができます。

#### (3) リーフレットの掲載先（詳しくはこちらをご覧ください）

国税庁ホームページ⇒パンフレット・手引き（画面左側）⇒法人税関係⇒改正の概要関係⇒**災害により被害を受けられた方へのお知らせ（平成 29 年度税制改正（法人税関係）について）（平成 29 年 3 月）**

★ 3～4 ページにも掲載しております。

### 2 消費税関係《消費税法の特例（災害特例）》

#### (1) 制度の概要

熊本地震の被災者である事業者の方について、「課税事業者の選択不適用届出書の提出制限の解除」等の消費税法の特例が設けられました。

#### (2) 対象になる事業者

イ 申告・申請等の期限が延長された **熊本県内に納税地を有する事業者**

ロ 熊本地震により被害を受けた事業者のうち、国税通則法第 11 条により、所轄税務署長から申告・申請等の期限の延長に係る期日指定（**個別指定**）を受けた事業者

#### (3) リーフレットの掲載先（詳しくはこちらをご覧ください）

国税庁ホームページ⇒平成 28 年熊本地震に関するお知らせ（画面中央）⇒平成 29 年度税制改正に伴う災害に関する税制上の措置について＜消費税及び間接諸税関係＞⇒「**（熊本地震により被害を受けた事業者の方へ）消費税法の特例に関するお知らせ** ※平成 29 年 4 月 1 日以後まで申告期限等が延長されている方は、こちら（PDF/401KB）をご覧ください。」



### 3 印紙税関係《非課税措置》

#### (1) 制度の概要

自然災害・指定災害の被災者を対象に、印紙税を非課税とする措置が設けられました。

#### (2) 対象になる契約書等

##### イ 被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等

平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害により滅失し、または損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」。

##### ロ 地方公共団体又は政府系金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書

地方公共団体又は政府系金融機関等が、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した指定災害により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」。

##### ハ 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書

銀行、信用金庫などの金融機関が、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した指定災害の被災者を対象として、新たに設けた特別貸付制度の下で行う金銭の貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」。

#### (3) リーフレットの掲載先（詳しくはこちらをご覧ください）

国税庁ホームページ⇒平成 28 年熊本地震に関するお知らせ（画面中央）⇒平成 29 年度税制改正に伴う災害に関する税制上の措置について＜消費税及び間接諸税関係＞⇒**「熊本地震により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について（PDF/170KB）をご覧ください。」**

### 4 自動車重量税関係《還付措置》

#### (1) 制度の概要

自動車検査証の有効期限内に、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会事務所において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

#### (2) リーフレットの掲載先（詳しくはこちらをご覧ください）

国税庁ホームページ⇒平成 28 年熊本地震に関するお知らせ（画面中央）⇒平成 29 年度税制改正に伴う災害に関する税制上の措置について＜消費税及び間接諸税関係＞⇒**「熊本地震により自動車に被害を受けられた方へ（自動車重量税関係）（PDF/160KB）をご覧ください。」**

- |  |
|--|
| <p>① 自然災害とは？<br/>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害のうち、被災者生活再建支援法の適用を受ける災害をいいます。<br/><b>※平成 28 年熊本地震は、被災者生活再建支援法の適用を受けています。</b></p> <p>② 指定災害とは？<br/>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定され、同条第 2 項の規定により当該激甚災害に対して適用すべき措置として同法第 1 2 条に規定する措置が指定されたものをいいます。<br/><b>※平成 28 年熊本地震は、激甚災害等の指定を受けています。</b></p> |
|--|

## 平成 29 年度税制改正（法人税関係）について 《災害に関する措置の常設化》

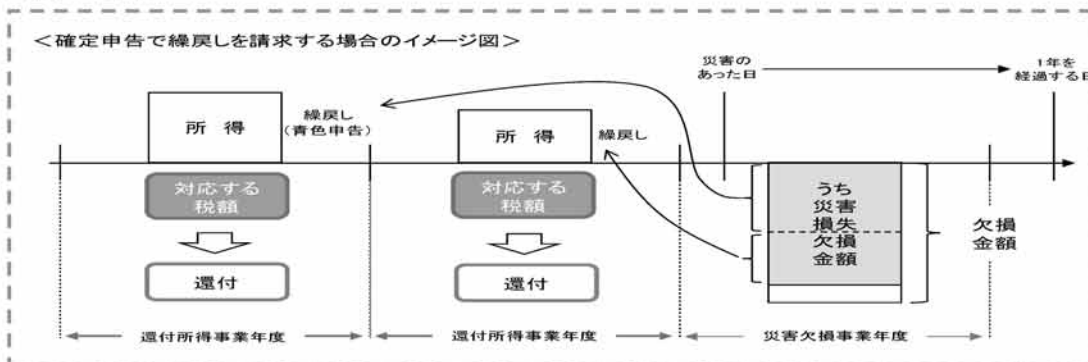
平成29年度税制改正により災害に関する措置の常設化が行われました。法人税関係の常設化された主な措置は、次のとおりです。

### 1 災害損失の繰戻しによる法人税額及び地方法人税額の還付

〔制度の概要〕

災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度開始の日前 1 年（青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始した事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができますこととされました（法人税法80⑤、144の13⑩）。

また、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の4.4%に相当する金額が併せて還付されることとされました（地方法人税法23①）。



#### (1) 災害

災害とは、震災、風水害、火災その他自然現象の異変による災害、人為による異常な災害及び生物による異常な災害をいいます（法人税法80⑤、144の13⑩、法人税法施行令154の3②、206⑤）。

#### (2) 災害損失欠損金額

災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち、災害損失金額に達するまでの金額をいいます（法人税法80⑤、144の13⑩）。

（注）災害損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた、滅失等による損失の額、原状回復等のための費用に係る損失の額及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額（保険金、損害賠償金等により補填されるものを除きます。）の合計額をいいます（法人税法施行令154の3④、206⑤）。

#### (3) 法人税の還付額の計算

この制度による法人税の還付額は、次の算式により計算します。

（算式）

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{災害欠損事業年度の災害損失欠損金額 (分母を限度)}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

#### 還付請求書の提出に当たっての注意点

イ 法人税法第80条第1項（欠損金の繰戻しによる還付）による青色欠損金の繰戻し還付制度とは異なり、青色申告書を提出する法人以外の法人や資本金の額が1億円を超える法人であっても、この制度の適用を受けることができます。

ロ この制度の適用を受けるためには、次の要件を満たしている必要があります（法人税法80①③⑤⑥、144の13①②⑥⑦⑧⑩⑫）。

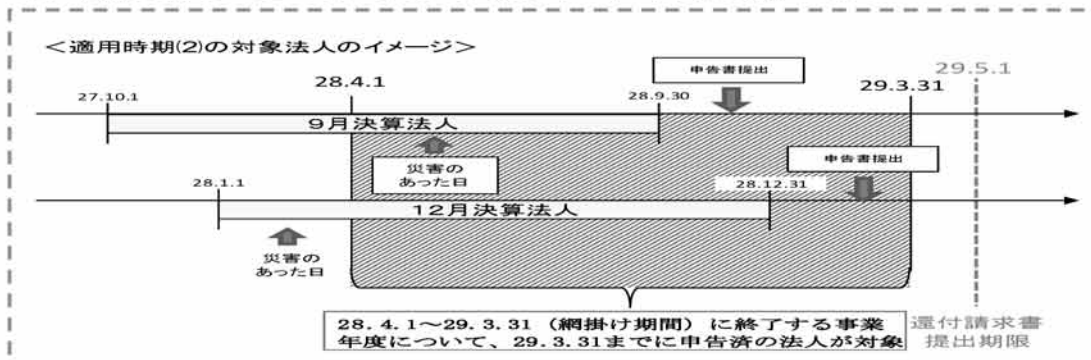
- ロ 還付所得事業年度から災害欠損事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書（期限後申告書を含みます。以下同じです。）を提出していること。
- リ 所要の事項を記載した還付請求書を災害欠損事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書（以下「確定申告書等」といいます。）の提出と同時に納税地の所轄税務署長に提出すること。  
仮決算による中間申告書にあっては、その提出期限までに提出している場合に限りです。
- ハ 前年度実績の税額が10万円以下で法人税の中間申告を要しない場合でも、この制度による仮決算の中間申告が可能です。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法人税法81の31）。

〔適用時期〕

- (1) 平成29年4月1日から施行されます（改正法附則1）。したがって、平成29年4月1日以後に確定申告書等の提出を行う法人については、この制度の適用を受けることができます。
- (2) **平成29年3月31日以前1年以内に終了した事業年度分の法人税の確定申告書を同年3月31日までに提出した法人については、同年5月1日までに還付請求書の提出を行うことにより、この制度の適用を受けることができます**（改正法附則22、26、29、国税通則法10②）。



## 2 仮決算の中間申告による所得税額の還付

〔制度の概要〕

災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含みます。）でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度）を還付することとされました（法人税法72④、78、81の20④、81の29、144の4⑤⑥、144の11）。

（注）前年度実績の税額が10万円以下で法人税の中間申告を要しない場合でも、この制度による仮決算の中間申告が可能です。  
この場合（「1 災害損失の繰戻しによる法人税額及び地方法人税額の還付」の適用を受ける場合を除きます。）、「地方法人税の中間申告（別表一（一）等の「この申告書による地方法人税額の計算」の各欄の記載）は要しません。

〔適用時期〕

平成29年4月1日から施行されます（改正法附則1）。したがって、平成29年4月1日以後に仮決算による中間申告書の提出を行う法人については、この制度の適用を受けることができます。

## 3 その他

- (1) 特定非常災害発生日から同日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができることとされました（租税特別措置法43の3、68の18）。
- (2) 収用等又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、特定非常災害に基因するやむを得ない事情により指定期間内に代替資産の取得が困難となった場合には、一定の要件の下にその期間を2年以内の範囲で延長することができることとされました（租税特別措置法64の2⑰、65の8⑱、68の71⑳、68の79㉑）。

（注）特定非常災害とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。

東日本大震災後の災害では、平成28年熊本地震が特定非常災害に該当します（平成29年3月31日現在）。



国税庁・国税局・税務署  
平成29年3月



# 県からのお知らせ

## 大分県からのお知らせ

### 5月31日(水)は自動車税の納期限です

==== 納税は期限内に！ ====

【大分県は、税の滞納の未然防止に全力で取り組んでいます】



#### ～自動車税とは～

車検証に記載されている4月1日現在の「所有者」の方に課税される税金です。  
(自動車をローンで購入し、所有権が留保されている場合は、「使用者」の方に課税されます。)

#### ～自動車税納期内納付キャンペーン～

県内の各県税事務所では、平成29年4月25日から5月31日までの間、税の滞納の未然防止という視点から、街頭啓発活動や企業訪問などの啓発活動を行います。  
職員が出向いた際には、この趣旨をご理解いただき啓発用ポスターの掲示を含めご協力いただきますようお願いします。

自動車税はお近くの金融機関や郵便局、コンビニエンスストア  
または県税事務所の窓口で納付できます  
「大分県自動車税クレジット納税サイト」  
からも納付いただけます

#### ～口座振替も便利です～ゆうちょ銀行でも お手続きいただけるようになりました

自動車税の口座振替納税を、県内の各金融機関において実施しています。  
口座振替を利用されると、窓口で納税する手間が省けるため大変便利です。  
※今年度の納税は納税通知書による方法でお願いします。次年度からの自動車税が対象となります。詳しくは、最寄りの下記県税事務所までお問い合わせください。



#### 滞納すると・・・

- 延滞金が加算されます(平成29年は年率9.0%の割合)
- 差押え等の滞納処分を受けることとなります

(納期限までに税金が完納されない場合、督促状を発送します。その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日(11日目)までに完納されない場合、滞納者の財産調査を行い、預貯金、給料、自動車等の差押えを行います。)

#### 自動車税のお問い合わせは、最寄りの県税事務所までご相談ください

別府県税事務所	TEL 0977-67-8211	豊後大野県税事務所	TEL 0974-22-7501
大分県税事務所	TEL 097-506-5771	日田県税事務所	TEL 0973-22-4175
自動車税管理室	TEL 097-552-1122	中津県税事務所	TEL 0979-22-2920
佐伯県税事務所	TEL 0972-22-3021		

この広告に関することは、大分県総務部税務課(TEL 097-506-2382)までお問い合わせください。  
県税に関する情報は(くらしと県税)ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/zei/>



# 大分市からのお知らせ

## 平成29年度軽自動車税納税通知書を発送いたしました。

通知内容の確認につきましては、以下の表を参考にしてください。

納期限は5月31日（水）です。

なお、納期限内であれば、コンビニエンスストアでも納付できます。

### ●原動機付自転車および二輪車等の税率は、下記のとおりです

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下 【ミニカー※1除く】	2,000円
	90cc以下	
	125cc以下	2,400円
	ミニカー※1	3,700円
軽自動車	250cc以下 【軽二輪】	3,600円
	被牽引車 【ボートトレーラーなど】	
小型特殊自動車※2	農耕作業車 【トラクターなど】	2,400円
	その他 【フォークリフトなど】	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

※1 ミニカーは、三輪以上で、車室を備えるものまたは左右の車輪の間が50cm超のもの

※2 小型特殊自動車に該当するトラクターやフォークリフトなどは、公道走行の有無に関わらず軽自動車税が課税されますので、軽自動車税の申告をし、ナンバープレートの交付を受ける必要があります

### ●三輪および四輪以上の軽自動車の税率は、下記のとおりです

1. 車検証に記載されている「初度検査年月」の時期により税率が変わります。
2. 初度検査年月が平成27年4月以後の軽自動車は、下表②が適用されます。
3. 初度検査年月から起算して13年を超える軽自動車は、下表③が適用されます(電気自動車や被牽引車は除く)。13年を超えない軽自動車は、下表①が適用されます。

車種区分			税率(年税額)		
			平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた 車両 ①	平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた 車両 ②	最初の新規検査から 13年超の経年車両 ③
三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上 のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

4. 上表②のうち、平成28年4月～平成29年3月に新規登録した軽自動車で、一定の環境性能を有するものは、平成29年度分の軽自動車税に限り税を軽減する特例措置(下表④)があります。

車種区分			税率(年税額) ④		
			電気自動車・天然ガス 自動車(ポスト新長期 規制からNOx10%低減)	平成17年排出ガス基準75% 低減達成(★★★★)かつ、 乗用:平成32年度燃費基準 +20%達成車 貨物:平成27年度燃費基準 +35%達成車	平成17年排出ガス基準75% 低減達成(★★★★)かつ、 乗用:平成32年度燃費基準 達成車 貨物:平成27年度燃費基準 +15%達成車
三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上 のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円



5. 税を軽減する特例措置は1年限りです。平成28年度に軽減されていた場合、今年度からは上表②の税率になります。

車種区分			平成28年度			→	今年度から
三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円		3,900円
四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円	
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円	
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円	
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円	

### ●大分市以外の市区町村にお住まいの方へ

大分市から他の市区町村へ転出された方は、住所変更の手続きが必要です。(ナンバープレートの変更・車検証の変更等)

手続き場所は次のとおりです。

車種区分	手続き場所(お問い合わせ先)
・原動機付自転車(125cc以下のバイク) ・小型特殊自動車 (トラクター・フォークリフトなど)	お住まいの <b>市区町村役場の軽自動車税担当</b> または 大分市税制課(電話097-537-7314)
・軽自動車 ・二輪車(125cc超250cc以下のバイク)	お住まいの地区の <b>軽自動車協会</b> または 全国軽自動車協会連合会大分事務所(電話097-524-0222)
・二輪車(250cc超のバイク)	お住まいの地区の <b>運輸支局</b> または 大分運輸支局登録部門(電話050-5540-2087)
・普通車	お住まいの <b>都道府県の自動車税担当</b> または 大分県自動車税管理室(電話097-552-1121)

### ●軽自動車税の減免制度について

心身に障がいのある方は、障がいの程度や車の使用状況などにより減免される制度があります。ただし、減免が受けられるのは障がい者1人について1台です。自動車税と軽自動車税両方の減免を受けることはできません。

減免申請に必要なもの:

- ①身体障害者手帳等(障がいの等級によっては減免に該当しないことがあります)
- ②運転者の運転免許証
- ③車検証
- ④納税義務者の印鑑
- ⑤納税義務者の「個人番号確認書類(個人番号カードなど)」
- ⑥来庁者の「身元確認書類(運転免許証など)」
- ⑦同封の納税通知書(納付しないでください。納付済の場合は減免の受付ができません)
- ⑧生計同一(常時介護)証明書(車の所有者・運転者が障がい者と別居している場合)

申請期限: 5月31日(水)まで

申請場所: 税制課(第二庁舎3階) ※支所等では受付していません

《お問い合わせ先》  
大分市 税制課 諸税担当班  
電話:097-537-7314(直通)



## 法人会の活動

### 南九連青連協 第18回青年の集い大分大会

2月3日（金）、南九連青年部会連絡協議会（会長新堀純子）主催の「青年の集い」が熊本国税局課税部次長の林田喜一氏をはじめご来賓多数の出席のもと、南九州4県から青年実業家約200名が集まり、大分オアシスタワーホテルで開催された。

今回は、（公社）大分法人会青年部会（会長坂元宏行）が主体となり計画から実施までを実行委員会（委員長江玉睦秀）を立ち上げて取り組みを行った。

青年の集いは、青年部の主たる活動である租税教育事業の情報交換及び活動発表の場となっている。

なお、記念講演は平成31年ラグビーワールドカップの開催地であることから、大分舞鶴高校OBで元日本代表の今泉清氏を講師にお招きし、「ポジティブ思考が良き未来を創る」のテーマで講演をいただいた。



▲ 大会スローガンを読み上げる江玉実行委員長



▲ 挨拶する山内県青連協会長



▲ 講演する今泉清氏



▲ 会場の様子

## 南九連女連協 第11回女性の集いin熊本

2月8日（水）、南九連女性部会連絡協議会（会長林美智子）主催の「第11回女性の集いin熊本」が熊本国税局課税部次長の林田喜一氏をはじめご来賓多数の出席のもと、南九州4県から女性部会員約200名が集まり、熊本キャッスルホテルで開催された。

この集いは、女性部会の主たる活動である「税に関する絵はがきコンクール」をはじめとする租税教育事業や「いちごプロジェクト」などの社会貢献事業の情報交換及び活動発表の場となっている。

なお、記念講演は、熊本市文化財保護主幹の鶴嶋俊彦氏を講師にお招きし、「熊本城と大地震」のテーマで講演をいただいた。



▲ 挨拶する林田次長



▲ 円卓会議の様子



▲ 会場の様子



▲ 大分からの参加者

## 全法連女連協 第12回法人会全国女性フォーラム鹿児島大会

4月7日（金）、全国法人会総連合女性部会連絡協議会（会長吉田啓子）主催による「第12回法人会全国女性フォーラム」が“輝け女性！その風は南から”をキャッチフレーズに鹿児島市の城山観光ホテルで盛大に開催された。当日は全国から部会員約1,600名が参加した。大分法人会からは6名が参加した。

記念講演は、（株）国際協力銀行の林信光氏が「明日の社会と税金を語る～霞が関からワシントンまで～」と題して講演した。



## 租税教室

(公社)大分法人会は、税知識の普及を目的に、毎年、小学6年生を対象とした出前授業「租税教室」に取り組んでいる。

青年部会(部会長坂元宏行)は、1月24日(火)、野津原東部小学校と森岡小学校で、また、女性部会(部会長佐藤利子)は、1月19日(木)、春日町小学校で出前授業を行った。講師を務める部会員は、児童に少しでも理解してもらおうと事前研修会を開催し、取り組んでいる。



▲ 春日町小学校(光田委員)



▲ 野津原東部小学校(柏村委員)



▲ 森岡小学校(岡部委員)



▲ 教室の様子

## 経営税務セミナー開催

2月10日(金)と3月9日(木)、(公社)大分法人会青年部会(部会長坂元宏行)は、「相続と財産評価」というテーマで税理士の木下雅弘氏を講師に招き研修会を大分県労働福祉会館「ソレイユ」で開催した。

研修では、全国法人会総連合が作成した「相続・事業承継まさかの落とし穴」と「自社株の相続対策」を使用した。

2月10日の研修会は、相続の開始、遺言書の有無、相続人の確認、相続放棄や限定承認、遺産分割協議書の作成等についての研修を行った。例えば、限定承認については3か月以内に家庭裁判所への申し述べが必要であるとか、いろいろな事例に基づく研修を行った。

また、3月9日の研修会では、自社株の評価方法についての改正が予定されていることや、路線価図を利用して土地の相続税評価額を算出する計算についての研修を行った。2回にわ

たり、相続の開始から申告までの流れについて研修を行ったことにより内容も充実でき、参加者には大変好評の研修会となった。



▲ 講師の木下税理士



▲ 会場の様子



▲ 会場の様子



▲ 会場の様子

## 新設法人説明会

2月23日（木）、（公社）大分法人会（会長矢野利幸）は、大分税務署との共催事業として新設法人説明会を大分県労働福祉会館「ソレイユ」で開催した。

これまで、法人会単独で開催していたが、本年度より共同開催となり、参加者も確実に増加している。

当日は大分税務署から松元哲弥審理専門官、高橋重美子法人課税第1部門統括官、小川英治上席が説明会講師等として参加した。

説明では、全国法人会総連合が作成した「新設法人のための会社の税金ガイドブック」 「会社の決算・申告の実務」を使用した。



▲ 講師の松元審理専門官



▲ 会場の様子



## 税に関する絵はがきコンクール表彰式

3月11日（土）、（公社）大分法人会女性部会（部会長佐藤利子）は、平成28年度の税に関する絵はがきコンクールの入賞者に対する表彰式をトキハ会館で開催した。

当日は、入賞者のほかご家族、学校の先生などが式に参列。外部審査員の佐藤和子先生の講評を受けながら終始和やかな雰囲気の中で式が進行した。

大分県法人会連合会（以下「県連」という）の入賞者には、県連表彰状・副賞とともに応募した作品のコピーをラミネートしたものが県連女性部会連絡協議会会長（会長柴田文子）から、また、大分法人会の入賞者には女性部会長（部会長佐藤利子）から同様に渡された。終了時には、受賞者へ集合写真を渡した。

なお、作品については、書写コンクール入賞作品と併せて、コンパルホールの4階子どもギャラリーに3月18日から4月7日までの期間展示を行った。



▲ 平成28年度絵はがきコンクール入賞者集合写真



▲ 講評中の佐藤和子氏



▲ 会場の様子



▲ 会場の様子



▲ 女性部会役員



絵ハガキコンクールの入賞者は次のとおり。（敬称略・各賞50音順で掲載）

**（一社）大分県法人会連合会入賞者**

優秀賞（3名）足立響（滝尾小）、片山清日（滝尾小）、島崎偉生（滝尾小）  
奨励賞（2名）加来優花（明野東小）、佐藤未歩（滝尾小）

**（公社）大分法人会入賞者**

会長賞（5名）河野紗良（明治小）、篠田凜（滝尾小）、高橋優太（滝尾小）、  
中村羽秋（滝尾小）、能登原千尋（明治小）  
優秀賞（15名）秋江真帆（明野東小）、石井花凜（明治小）、植木未羽（滝尾小）、  
小野咲良（滝尾小）、小野由佳里（明野東小）、甲斐愛実（明治小）、  
川口希花（滝尾小）、目夏海（滝尾小）、生野光莉（明野東小）、  
園田沙彩（明治小）、田畑萌（滝尾小）、辻采里（明治小）、  
藤本茉優（明治小）、保木滯冴（滝尾小）、吉田ゆら（明治小）  
奨励賞（20名）朝倉佳音（明治小）、阿部こころ（長浜小）、岩本壮立（明野東小）、  
上田百恵（明野東小）、小野響子（植田小）、甲斐心乃（明治小）、  
亀井来渚（明野東小）、河野葵子（滝尾小）、河野有紀（滝尾小）、  
熊谷文菜（滝尾小）、小村怜弥（明治小）、高野琉音（滝尾小）、  
田代理沙（明治小）、土谷悠人（長浜小）、寺司朔（明野東小）、  
前田悠希（滝尾小）、松尾あゆみ（滝尾小）、脇英知（明野東小）、  
渡邊海（滝尾小）、渡邊純奈（滝尾小）

以上45名の皆さんです。入賞おめでとうございます。

## お知らせ

（公社）大分法人会では、29年度も小学6年生を対象として夏休み期間に「税に関する書写コンクール」を、また、冬休み期間に「税に関する絵はがきコンクール」の取り組みを行います。

コンクールへの参加お待ちしております。

関係者の皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

〒870-0023 大分市長浜町3丁目15番19号

公益社団法人 大分法人会

☎ 097-532-8917    📠 097-537-3476

# 税の絵はがきコンクール

大分県法人会連合会  
女性部会連絡協議会 優秀賞



滝尾小学校  
足立 響さん



滝尾小学校  
島崎偉生さん



滝尾小学校  
片山清日さん

大分県法人会連合会  
女性部会連絡協議会 奨励賞



滝尾小学校  
佐藤未歩さん



明野東小学校  
加来優花さん

大分法人会 女性部会長賞



明治小学校  
河野紗良さん



滝尾小学校  
中村羽秋さん



滝尾小学校  
篠田 凜さん



明治小学校  
能登原千尋さん



滝尾小学校  
高橋優太さん



# 表彰者 (平成 28 年度)



大分法人会 女性部会 優秀賞



明野東小学校  
秋江真帆さん



明野東小学校  
生野光莉さん



明野東小学校  
小野由佳里さん



滝尾小学校  
田畑 萌さん



滝尾小学校  
目 夏海さん



滝尾小学校  
川口希花さん



滝尾小学校  
植木末羽さん



滝尾小学校  
保木滯冨さん



明治小学校  
藤本茉優さん



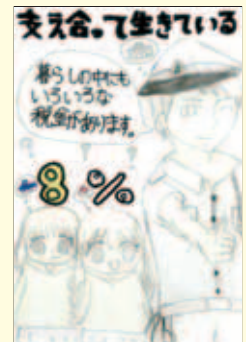
明治小学校  
辻 采里さん



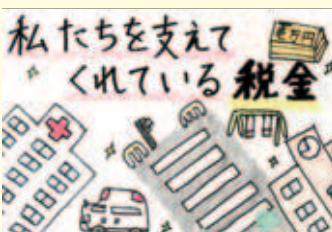
明治小学校  
園田沙彩さん



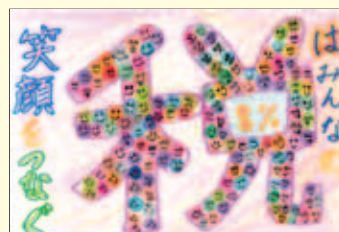
明治小学校  
甲斐愛実さん



滝尾小学校  
小野咲良さん



明治小学校  
吉田ゆらさん



明治小学校  
石井花凜さん

🌸 多数ご応募いただきありがとうございました。🌸



## 新社会人研修会

4月12日（水）、（公社）大分法人会事業研修委員会（委員長福本祐二）は、大分オアシスタワーホテルにおいて新社会人研修会を開催した。この新社会人研修会は、恒例の事業となっており、今年も36社より93名の新社会人が参加した。

講師に（株）プレスタイム九州の米澤金作氏を迎え、最初は緊張の面持ちの参加者にアイス・ブレーキングゲーム（絵による伝達）を行い、同じテーブルになった参加者同士の距離感を縮め、社会人と学生の違い、意識の改革、接遇マナーの話から、仲間同士で話し合い協力し一つの答えを導き出す課題を行った。参加者の研修前と研修後では、挨拶の声の大きさがはっきりと違っていたことから、今日からすぐに役立つ知識を実践で身につけることができたのではないかと思えた。



▲ 主催者挨拶をする杉原副会長



▲ 研修の様子



▲ 指導する講師の米澤金作氏



▲ 研修の様子

参加いただいた企業は次のとおりです。（50音順に掲載）

（株）アクティブホールディングス、朝日警備保障（株）、（株）池田組、（有）岩賢住宅、（株）岩田鉄工所、（株）岩田商事、（株）A T T S、（株）エフ・ティー・シーホテル開発、大分県信用組合豊府支店、（株）大分県農協共済福祉事業団大分東自動車学校、大分交通（株）、大分ダイハツ販売（株）、大分ファミリー（株）、大分ヤナセ（株）、（株）カーライフ大分、K I C K O F F（株）、協栄工業（株）、光伸ガス（株）、国道九四フェリー（株）、（株）ざびえる本舗、（株）人健メディカルライジング、大成木材（株）、（株）大有設計、（有）田口計算センター、タナベ環境工学（株）、（株）トキハ物流サービス、特別養護老人ホーム情和園、（有）中山建材店、ネットトヨタ大分（株）、（株）ハート、（株）富士設計（株）ブライテック、（株）平和建設、三越商事大分（株）、豊生商事（株）、レンブラントホテル大分、研修へのご参加ありがとうございました。

## 西ブロック研修会

1月17日（火）、湯布院支部（支部長浦田廣）、庄内支部（支部長後藤福德）、野津原支部（支部長大久保利美）、挾間支部（支部長齋藤治雄）は合同の研修会をゆふいんホテル秀峰館で開催した。研修会は、日本防災士協会大分県支部の田中昭次氏が「熊本・大分大地震を体験して」をテーマに講演を行った。熊本地震の本震を熊本で経験し、防災士として復興にかかわった実体験を記録写真等を利用して講演された。実際に地面がずれたり、陥没したり、また、建物が崩壊している写真を見て災害を身近に感じる研修会であった。



▲ 講師の田中昭次氏



▲ 会場の様子

## 大在・坂ノ市・佐賀関三支部合同研修会

1月25日（水）、大在支部（支部長小野秀幸）、坂ノ市支部（支部長佐藤勲八）、佐賀関支部（支部長上野輝芳）の三支部は合同で研修会を開催した。

今回は南海・東南海地震の津波被害等が想定される三支部において、日本防災士会大分県支部の田中昭次氏を講師に招き「熊本・大分大地震を体験して」のテーマで開催した。

地面の横ずれや陥没、倒壊した家屋など、記録写真を利用して行われた。隣県熊本での大きな被害であることから、災害が身近にも起こることが実感できる研修会となった。



▲ 講師の田中昭次氏



▲ 会場の様子



## 城東ブロック工場見学会開催

2月16日（木）、桃園支部（支部長佐藤啓治）、日岡支部（支部長利光正臣）、津留支部（支部長副千秋）、東大分支部（支部長矢野久）、滝尾支部（支部長高井道晴）、明野支部（支部長吉弘晃）は、ブロックで合同の工場見学会を開催した。

当日は、まず、かつて東洋一と謳われた旧陸軍大刀洗飛行場のあった大刀洗平和記念館を見学した。会館は歴史を学び平和を語り継ぐ施設となっており、館内には零戦が展示されていた。

次にキリンビール甘木工場での工場見学を行った。見学では麦芽を食べてみたり、一番麦汁と二番麦汁を実際に飲んで味の違いを確かめてみたり、通常では経験のできない貴重な見学会となった。



▲ 大刀洗平和祈念館前で



▲ ビール工場で説明を聞く参加者

## 南ブロック公開講演会開催

2月21日（火）、植田支部（支部長門脇勝志）、賀来支部（支部長藤田文廣）、大南支部（支部長後藤謙治）、豊府支部（支部長利根三喜生）、東植田支部（支部長田口芳信）、南大分支部（支部長宮崎教生）、城南支部（支部長柴田雅信）は、税務研修会と講演会をレンブラントホテル大分で開催した。第1部の税務研修会は、大分税務署の田之上副署長が講師となり、自主点検チェックシートなどについて研修を行った。また第2部の講演会は、鷹鳥屋神社宮司の矢野大和氏を講師に招き、「笑って元気～笑いは心の潤滑油～」というテーマで開催した。講演会は、「おてんとうさまがみているから」など日本人の道徳心などについて行われ、最後まで笑いの絶えない楽しい時間を過ごした。



▲ 講師の田之上副署長



▲ 会場の様子



▲ 講師の矢野大和氏



▲ 会場の様子

## べっだいウォークへ参加

2月5日（日）、（公社）大分法人会青年部会（部会長坂元宏行）は、今年で4回目となる大分県法人会連合会青年部会連絡協議会の事業「べっだいウォーク」のイベントに参加した。当日は生憎の雨であったが、確定申告のPRを印刷したポケットティッシュの配布を行った。会場では、イータ君とけんた君の着ぐるみが子供たちに大人気の状態であった。



▲ 会場の様子



▲ 会場の様子



## 婚活イベント開催

3月25日（土）、（公社）大分法人会青年部会（部会長坂元宏行）は、トキハ会館にて第21回婚活イベントを開催した。今回は、向井公益委員長とテレビでも活躍中のマッキーこと牧貴宏さんが司会進行を行った。毎回の事ながら最初は緊張で表情が硬い参加者も1対1のプロフィートークが始まると、相手の話に耳を傾け、表情が和らいでいった。途中、ビュッフェやゲームの時間を取り入れ、あっという間の4時間で、5組のカップルが誕生した。  
～お知らせ～

今年に入り5組目の成婚のご連絡をいただきました。これからも新年度の新しい公益委員会のメンバーでこのようなうれしい報告をいただけるような出会いの場をご提供できるよう企画等進めて参りたいと思います。



▲ イベントの様子



▲ 公益委員会のメンバー

## 城東春まつりで税金クイズ

4月16日（日）、城東ブロック（ブロック長利光正臣）は、日岡公園で開催の「第42回城東春まつり」に参加した。

城東春まつりは、昨年度より参加を始めたもので、本年度も多くの来場者があった。ブースを借り、来場者には、税に関する絵はがきコンクールの入賞作品を印刷したティッシュペーパーと、節電を呼びかけるいちごプロジェクトのうちわを配布した。

本年度は、従来の○×クイズではなく、パズルを解いて応募する形式に取り組み方法を変更した。小学生のみでなく中学生以上でも取り組める漢字パズルも作成した。

ブース内の記載所は、多くの参加者でにぎわいを見せていた。



▲ 税金クイズの様子



▲ 税金クイズの様子



## 税の暦6月～8月

これから3か月間の税に関する届け出、申請納付についてお知らせするコーナーです。期限等を確認し、手続きもれや納付もれがないかチェックの参考としてください。なお、この情報は法人会事務局調べによるものです。記載漏れ等がある場合もありますので、もう一度、貴社での検討・確認をお願いいたします。

### 6月の税

源泉所得税5月分納付期限(12日)、住民税納付期限(特別徴収分12日)、県民利子割・配当割申告及び納付期限(12日)、ゴルフ場利用税申告及び納付期限(15日)、4月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限(30日)、4月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限(30日)、軽油引取税申告及び納付期限(30日)、住民税第1期分納付期限(30日)

### 7月の税

源泉所得税6月分納付期限(10日)、住民税納付期限(特別徴収分10日)、県民利子割・配当割申告及び納付期限(10日)、所得税の予定納税額の減額申請書(15日)、ゴルフ場利用税申告及び納付期限(18日)、源泉所得税納期の特例(1～6月分)分納付期限(20日)、5月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限(31日)、5月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限(31日)、軽油引取税申告及び納付期限(31日)、県・市固定資産税第2期納期限(31日)、所得税予定納税1期分の納付期限

### 8月の税

源泉所得税7月分納付期限(10日)、住民税納付期限(特別徴収分10日)、県民利子割・配当割申告及び納付期限(10日)、ゴルフ場利用税申告及び納付期限(15日)、6月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限(31日)、6月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限(31日)、軽油引取税申告及び納付期限(31日)、個人事業税第1期分納付期限(31日)

#### 税についてのお問い合わせ先

国税(大分税務署)	☎	097-532-4171	(代表)
県税(大分県)	☎	097-536-1111	(代表)
県税(大分県税事務所)	☎	097-506-5771	(代表)
市税(大分市役所)	☎	097-534-6111	(代表)
市税(由布市役所)	☎	097-582-1111	(代表)



## これからの行事

日付	行事名	内容
6月8日	公開講演会	6月8日、レンブラントホテル大分で開催する大分 法人会総会時の記念講演会を公開で開催します。 詳細につきましては、ホームページでお知らせいた します。
10月	おおざいワッショイ	地域イベント「おおざいワッショイ」に参加し、小 学生を対象にステージ及び法人会ブース（寺園公園 内）で税金クイズを実施する予定です。 学生の皆さんの参加をお待ちしています。
11月	ななせの里まつり	地域イベント「ななせの里まつり」に参加し、小学 生を対象に法人会ブース（みどりマザーランド）で税 金クイズを実施する予定です。 学生の皆さんの参加をお待ちしています。
11月	税を考える週間 （11/11～11/17） 街頭広報	街頭で税のPR活動を行います。 ティッシュと花の種を配布予定です。
11月	公開講演会	税を考える週間に毎年実施しています公開講演会を 本年も開催する予定です。 詳細につきましては、確定次第にホームページやチ ラシ等でお知らせいたします。

研修会や講演会等の行事につきましては、大分法人会のホームページで御確認下さい。







# 新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

事業所名	代表者氏名	所在地	業種
山下祥貴	山工下祥貴	大分市西鶴崎1-11-7	建設業
スポーツM	藤上哲也	大分市大手町2-1-10	スポーツ用品小売店
(有)レネン	吉田代子	大分市豊町1-5-25	建設業
(株)マツヒデ	松田規行	大分市三佐1-6-23	介護事業
(社福)日吉会	松下末豊	大分市王子中町3-26	建設業・建築一般
三金商事	馬野菲生	大分市大字猪野360番地1	保育業
(有)チェツカ	河野悦太郎	大分市大在北3-21-19	卸小売業
(有)幸建企	古城幸太郎	大分市大字駕野1005番地の1	自動車販売
(株)キソム	桐村英幸	大分市大字国府277番地	運送業
(株)内田工務	浦増則幸	大分市高城新町3-1	飲食業
木下雅弘	木下雅弘	大分市南鶴崎2-2-17	建設業・製造業
(株)中野車	中野橋	大分市大道町2-2-2	建設業
(株)スマイキー	馬中菲	大分市大字片島444番地の1	土木業
(有)トミク産	阿南貴	大分市竹下1-3-26	税理士業
(有)御浜工	阿南敏	大分市下郡山の手14番33号	自動車修理
		大分市汐見2-5-22	管工事
		大分市大在北3-21-19	卸・小売業
		大分市萩原4-15-1	サービス業
		大分市大字森1290番地の13	機械器具設置工事業

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成28年12月16日から平成29年4月20日受付まで)

## ～税理士はこんな仕事をしています～

- あなたの税務代理をします。  
税金の申告、申請、請求、不服申立
- あなたの税務書類を作成します。  
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- あなたの税務相談に応じます。  
申告や主張、陳情、または申告書の作成に関する相談
- 会計業務を行います。  
財務書類の作成(決算書など)  
会計帳簿の記帳代行(元帳、試算表などの作成)  
財務に関する事務(立案、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など)
- 税務調査の立ち会いをします。(税務代理)
- その他  
・経営分析、経営指導 ・財産の管理 ・議事録などの整理  
・融資申告の手続 ・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務



これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

### (事務局) 南九州税理士会大分支部

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F  
電話 5 3 2 - 2 9 7 4



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** *Series*



# 世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、  
回避・低減の対策を！



プロパティガード  
**Property Guard**

## 法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

**地震災害のリスクから会員企業をガードします！**

**AIU損害保険株式会社**  
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

**大分支店**

〒870-0034 大分県大分市都町1-3-22 大分都町ビル2F  
TEL.097-532-6102 FAX.097-532-8624  
(受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

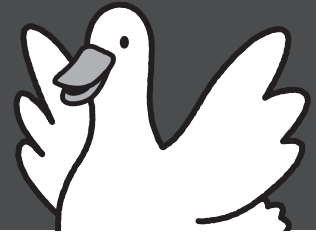
この広告は保険の概要をご説明したものです。  
建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。



# 新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

## 給与 サポート保険



ご存知  
ですか?

病気やケガで入院した人の

**約4人に1人**が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が  
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

病気・ケガで  
働けない場合を保障

●精神障害や妊娠・出産などを  
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく  
所定の在宅療養で  
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が  
続く限り、  
60歳まで保障します

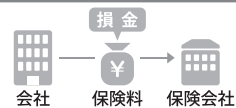
※就労困難状態に該当している場合。  
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1  
全額損金

保険料は、全額損金に算入できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2  
従業員の  
福利厚生

従業員様が、働けなくなった期間をサポートします。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。  
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(\*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(\*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに  
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、  
給付金を経営資金に活用できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)

**Aflac**

アフラック

(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社 〒870-0034 大分県大分市都町 1-2-19 大分都町第一生命ビル 7F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0043 7月29日

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

# 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)



## 就業障がい状態による リタイアリスクから 会社と家族をまもります

AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

 大同生命保険株式会社

大分支社/大分県大分市都町1-3-22  
TEL 097-532-8278



AIU損害保険株式会社

大分支店/大分県大分市都町1-3-22 (大分都町ビル2F)  
TEL 097-532-6102